



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (11)

目 次

選挙管理委員会関係

訓 令

○山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局

地方事務局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中

総務部市町村支援課長

総務部市町村支援課の課長補佐（行政選挙の業務を担当するものに限る。）

総務部市町村支援課庶務係長

を

総務部総合政策局市町村課長

総務部総合政策局市町村課の課長補佐（行政の業務を担当するものに限る。）

総務部総合政策局市町村課庶務係長

に、「総務部市町村支援課に」を「総務部総合

政策局市町村課に」に、

村山総合支庁総務企画部地域支援課長

を

村山総合支庁総務企画部地域振興課長

に、「村山総合支庁総務企画部地域支援課の」

を「村山総合支庁総務企画部地域振興課の」に改め、「(総務を担当するものに限る。)」を削り、「村山総合支庁総務企画部地域支援課に」を「村山総合支庁総務企画部地域振興課に」に、

「最上総合支庁総務企画部地域支援課長」を

「最上総合支庁総務企画部地域振興課長」に、「最上総合支庁総務企画部地域支援課の」

を「最上総合支庁総務企画部地域振興課の」に、「最上総合支庁総務企画部地域支援課に」を「最上総合支庁総務企画部地域振興課に」に、

「置賜総合支庁総務企画部地域支援課長」を

「置賜総合支庁総務企画部地域振興課長」に、「置賜総合支庁総務企画部地域支援課の」

を「置賜総合支庁総務企画部地域振興課の」に、「置賜総合支庁総務企画部地域支援課に」を「置賜総合支庁総務企画部地域振興課に」に、

「庄内総合支庁総務企画部地域支援課長」を

「庄内総合支庁総務企画部地域振興課長」に、「庄内総合支庁総務企画部地域支援課の」

を「庄内総合支庁総務企画部地域振興課の」に、「市町支援」を「地域振興」に、「庄内総合支庁総務企画部地域支援課に」を「庄内総合支庁総務企画部地域振興課に」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。